

令和8年 富士見町 告示

第 11 号

給水停止処分取扱要綱の一部を改正する要綱を
ここに公布する。

令和8年2月10日

富士見町長 渡辺 葉

富士見町告示第11号

給水停止処分取扱要綱の一部を改正する要綱

給水停止処分取扱要綱(平成11年富士見町告示第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「郵送による交付送達又は水道係員」を「郵便による送達又は上下水道課職員」に改める。

様式第1号中「水道課」を「上下水道課」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。